

定 款

TANAACK株式会社



第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、TANAACK株式会社と称する。英文表記はTANAACK K.K.とする。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を行うことを目的とする

1. 企業価値向上を目的としたパッケージソフトウェアの設計、製造、調達、販売
2. 企業の増収増益を目的としたオペレーション業務（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書における資本政策と資産配分の予算実績管理）
3. 経営人材獲得、配置支援
4. 経営陣給与、株式報酬、株式オプション、資産形成、福利厚生などの設計業務
5. 資本政策、M&A・カーブアウト計画、企業価値算定、デューデリジェンス業務
6. 株式流動化、社債発行、不動産証券化、ファイナンスリース、プライベートエクイティ組成などのコーポレートファイナンスストラクチャリングに関する業務
7. 電子決済等代行業
8. 国内・外国会社の株式保有による権利行使および事業管理
 - (1) 情報通信業
 - (2) 製造業
 - (3) 建設業
9. 前各号に付帯関連する業務

第 3 条 (本店所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする（<https://www.tanaack.com>）。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

第 5 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は 1, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 株とする。

第 6 条（株券の不発行）

当社の発行する株式については、株券を発行しない。

第 7 条（株式の譲渡制限）

当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、当社の承認を要する。

第 8 条（相続人に対する株式の売渡請求）

当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の発行する株式を取得したの
に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

第 9 条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

当社の株式取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録
することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主と
して株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式
取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令で定める場
合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

第 1 0 条（質権の登録及び信託財産の表示等の請求）

当社の発行する株式について質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若
しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押
印し、これを当社に提出しなければならない。

第 1 1 条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

第 1 2 条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株
主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる
株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定
するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合

には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第13条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

第 1 4 条（株主総会の招集及び議長）

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。

3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、第 1 6 条に定める決議の方法により議長を選出する。

第 1 5 条（株主総会の招集通知）

株主総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の 7 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して発するものとし、書面であることを要しない。

2 書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の 2 週間前までに書面で招集通知を発するものとする。

3 書面投票又は電子投票を認める場合を除き、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

第 1 6 条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第 1 7 条（株主総会の議決権の代理行使）

当社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 名以上の代理人を選任することはできないものとする。

第 1 8 条（株主総会の議事録）

株主総会の開催日時、場所、出席した取締役、議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 1 0 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役及び代表取締役

第 19 条（取締役の員数）

当社は、取締役 1 名以上を置く。

第 20 条（取締役の資格）

取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

第 21 条（取締役の選任及び解任）

当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 22 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 23 条（取締役の報酬及び退職慰労金等）

取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

第 24 条（代表取締役及び代表取締役社長）

当社に置く取締役が 2 名以上の場合は、株主総会の決議により、1 名以上の代表取締役を定め、その代表取締役のうち 1 名を代表取締役社長と定める。

2 当社に置く取締役が 1 名の場合は、その取締役を代表取締役社長とする。

第 25 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役の過半数の同意によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締

結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第26条（監査役の責任免除）

当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役の過半数の同意によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する

第5章 計算

第27条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第28条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第29条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当が、その支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

別表

変更年月日	事件	変更事項
平成25年7月3日	設立	—
平成27年9月29日	条文変更	第3条（本店所在地）
平成29年7月3日	条文変更	第2条（目的） 第5条（発行可能株式総数）
平成29年12月11日	条文変更	資本金の額 発行済株式の総数
令和2年3月31日	条文変更	資本金の額 発行済株式の総数
令和3年4月20日	条文変更	資本金の額 発行済株式の総数
令和3年6月2日	条文変更	第3条（本店所在地）
令和3年9月6日	条文変更	以下条文削除 第6条 附 則 第28条（設立に際して発行する株式の 数等） 第29条（設立に際して出資される財産 の価額及び成立後の資本金の額） 第30条（最初の事業年度） 第31条（設立時取締役及び設立時代表 取締役） 第32条（発起人に関する事項）
令和3年11月10日	条文変更	第1条（商号）
令和3年11月10日	条文変更	第4条（公告方法）
令和4年7月28日	条文変更	第1条（商号） 第22条（取締役の任期） 第25条（事業年度）
令和5年2月14日	条文変更	第2条（目的）
令和6年2月14日	条文変更	第1条（商号）
令和6年3月26日	条文追加	第25条（取締役の責任免除） 第26条（監査役の責任免除）